ID:　263

担当部署:　市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	国民健康保険料の過料
例規名 根拠条項	芦屋市国民健康保険条例　第22条から第24条まで
例規番号	昭和38年条例第10号

【根拠条文】

（過料）

第22条　世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第23条　世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第24条　偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

【基準】

根拠条文及び第25条の規定による。

第25条　前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2　前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付する日から起算して10日以上を経過した日とする。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和7年4月1日